

(平成25年10月17日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認関東地方第三者委員会千葉地方事務室分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 6件

厚生年金関係 6件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 8件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 6件

関東千葉厚生年金 事案 5275

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年5月21日から49年4月20日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格取得日に係る記録を47年5月21日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和19年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年6月30日から49年4月20日まで

私は、昭和46年6月30日にA社に入社し、同社のC（地名）出張所の駐在員として、同社のD（国）における取引先で同社製品の保証サービス業務に従事した。その後、同社のD（国）現地法人の設立に携わり、同法人の副責任者、後に責任者としてD（国）で勤務した。しかし、申立期間において厚生年金保険の被保険者期間となっていないので、調査の上、被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間のうち、昭和47年5月21日から49年4月20日までの期間については、B社から提出された人事記録、複数の元同僚の供述及び申立人の供述内容から判断すると、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人と同時期にA社に勤務し、同じ業務に従事していた元同僚は、申立人を含め8人いたと推認できるが、このうち6人には、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人と同質性が高いと

認められる元同僚のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和46年6月30日から47年5月20日までの期間については、元同僚の供述から、申立人は、A社のD（国）における取引先において同社製品の保証サービス業務に従事していたことは認められる。

しかし、事業主は、「人事記録に申立人の入社日は昭和47年5月21日と記載されているので、申立人は、同日に社員として入社した。」と回答している。

また、申立人は、「当該期間、A社のD（国）C（地名）における取引先で同社製品の保証サービス業務に従事していたのは、私一人だけであった。」と供述しており、当該期間に係る申立人と同社の雇用関係等について、当時の事情を知る元同僚は存在しない。

このほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、当該期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5276

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B本社における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月31日から同年4月1日まで

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無い。申立期間は、同社B本社から同社C支社に異動した時期であり、同社に継続して勤務していたので、被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社から提出された社報及び同社の回答から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社B本社から同社C支社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B本社における昭和46年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、10万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出たとしていることから、社会保険事務所は、申立人に係る昭和46年3月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5277

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和40年10月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を2万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年9月1日から同年10月1日まで

私がA社C営業所及び同社のグループ会社であるD社に勤務していた期間のうち、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無い。申立期間は継続して勤務していたので加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び元同僚の供述から判断すると、申立人は、A社及びグループ会社であるD社に継続して勤務し（昭和40年10月1日にA社からD社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、2万4,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、申立人と同時期にA社からD社に異動した同僚全員について被保険者期間の欠落が見られることから、事業主の届出の誤りが推測され、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和40年9月の保険料について納入の告知を行っておらず（社

会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和47年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和30年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月31日から同年9月1日まで

私は、A社からグループ会社であるB社に継続して勤務し、厚生年金保険料を控除されていたので、申立期間の厚生年金保険の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主の回答書、申立人に係る雇用保険の加入記録及び申立期間に厚生年金保険被保険者記録のある複数の元同僚の供述から判断すると、申立人は、申立てに係るグループ会社に継続して勤務し（昭和47年9月1日にA社からB社に転籍）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和47年7月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当時の資料が無く、不明としているが、事業主が資格喪失日を昭和47年9月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年8月31日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5279

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を昭和50年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年8月1日から同年9月1日まで

私は、A社に勤務していたが、C社が設立されるに伴い、新会社へ異動することとなった。不都合の無いよう異動の手続を執るとのことであったが、継続して勤務していたにもかかわらず、異動時の厚生年金保険の加入記録が1か月欠落しているため、記録を回復してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録により、申立人は、A社及び関連会社であるC社に継続して勤務（A社からC社に異動）していたことが認められる。

なお、オンライン記録によると、C社が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和50年9月1日であるところ、B社は、「C社は、新聞販売店が営業時に使う挨拶品を扱う会社として立ち上げられ、当時、当社で同商品を担当していた社員が同社へ異動した。C社の給与部門の体制が整うまで、当社が代理で給与手続を行っていたようである。」と回答しており、B社から提出されたA社の同年8月分給与明細表の写しにより、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていることが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、上記給与明細表において確認できる保険料控除額から、5万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、申立人の資格喪失日を誤って届け出ており、申立期間に係る

厚生年金保険料を納付していないことを認めていることから、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉厚生年金 事案 5280

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格喪失日に係る記録を昭和51年1月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和50年12月31日から51年1月1日まで

私は、昭和36年9月15日付けでC社(現在は、D社)に入社し、関連会社のA社に出向した後、別の関連会社のE社に出向したが、申立期間においても継続して勤務していたのに厚生年金保険の被保険者期間に1日の空白が生じている。当時の給与明細書は残っていないが、申立期間の厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及びD社から提出された申立人の辞令から判断すると、申立人は、A社及び関連会社であるE社に継続して勤務し(昭和51年1月1日にA社から関連会社であるE社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社における昭和50年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、20万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、上記のとおり、申立人の資格喪失日を誤って、昭和50年12月31日として届け出たことを認めていることから、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年12月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に

充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立人の申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

関東千葉国民年金 事案 4522

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年8月から平成元年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年8月から平成元年3月まで

申立期間当時、私は大学生であったが、20歳になった頃、私の母が私の国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を継続して納付していたのに、年金手帳にある「初めて被保険者になった日」が平成元年4月1日になっており、申立期間が未加入期間とされていることは納付できない。「初めて被保険者になった日」を昭和58年*月*日とし、申立期間を納付済みの記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母は、「昭和58年*月又は同年*月に息子の国民年金の加入手続を行った。」と主張しているが、A市の被保険者台帳管理簿から、申立人の国民年金手帳記号番号は平成3年7月にA市B支所から払い出されたことが確認できること、及びオンライン記録から、社会保険事務所(当時)における申立人の国民年金の資格取得日(元年4月1日)の処理日は3年7月24日であることが確認できることから、申立人の国民年金の加入手続は同年7月頃と推認でき、その主張と相違する。

また、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿においても、資格取得日は平成元年4月1日であり、オンライン記録と一致し、同年3月以前に被保険者資格を取得した記録は無く、当該名簿に不自然さは無い上、申立人は、「申立期間当時、大学生であった。」と述べており、申立期間は、国民年金の任意加入対象期間となることから、制度上、遡って被保険者資格を取得することはできず、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、昭和58年*月1日から同年*月30日までの期間において、A市C(地名)から被保険者に

対して払い出された国民年金手帳記号番号を縦覧調査した結果、304人の被保険者に手帳記号番号が払い出されていることが確認できるが、その中に申立人の氏名又はそれに類似する氏名は見当たらない。

加えて、申立人の母に係るA市の国民年金被保険者名簿では、申立期間の始期である昭和58年*月から59年11月までの期間及び任意加入後の61年4月から平成元年11月までの期間の国民年金保険料は納付済みであることが確認できる。申立人の母は、「自分自身の保険料は集金人に納付していたが、息子の保険料を同時期に私の担当の集金人に納付したことはない。その理由は分からない。私の担当の集金人は年配の男性であり、息子の担当の集金人は若い男性だった。」と申述していることを踏まえると、申立人の母が、申立人の保険料を集金人により納付したとする記憶は、申立人の母自身の保険料納付が終了した後の、申立人の保険料のみを納付していたと考えられる同年12月以降のものである可能性を否定できない。

このほか、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から41年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から41年3月まで

私は、前夫と結婚した後の昭和37年2月頃、A市役所の窓口で前夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、B信用金庫C支店で前夫の分と一緒に申立期間の国民年金保険料を納付しているはずであり、申立期間の保険料が未納とされていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「私は、前夫と結婚した後の昭和37年2月頃、A市役所の窓口で国民年金の加入手続を行い、前夫の分と一緒に申立期間の保険料を納付していた。」と主張しているが、申立人の国民年金の加入手続は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の資格取得日から、47年8月頃に行われたものと推認でき、申立人の主張と相違する。

また、申立人が所持する国民年金手帳及び申立人に係る国民年金被保険者台帳には、国民年金の最初の資格取得日が、当初、昭和46年11月1日と記載されていたことから、加入手続当時、申立期間を含む同年10月以前の期間は国民年金に未加入の期間であったことがうかがえる上、同被保険者台帳において、申立期間直後の41年4月から46年10月までの保険料については、55年6月に第3回特例納付により納付されていることが確認できることから、申立人が申立期間当時に保険料を納付できたとは考え難い。

さらに、オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果、申立人に別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5281

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 31 年 4 月 30 日まで
私は、昭和 30 年 3 月に高等学校を卒業後、求人広告を見て応募し、A 病院（現在は、B 病院）の見習看護婦として、1 年ぐらい同病院で勤務したが、申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された写真、勤務内容の具体的な供述及び元同僚の供述により、申立人が申立期間にA病院に勤務していたことは推認できる。

しかし、B病院は、「申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格取得届及び厚生年金保険料控除に関する資料は残っておらず、被保険者資格取得の届出及び保険料控除については不明。なお、被保険者資格喪失届については保管しており、昭和 30 年 1 月から 32 年 4 月までの期間に被保険者資格を喪失した者について調べてみたが、申立人の氏名は見当たらなかった。」と回答している。

また、申立人が同時期に入職した元同僚として挙げた者の氏名は、A病院の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認することはできない上、「B病院四十年史」により確認できる入職日と同被保険者名簿で確認できる被保険者資格取得日が一致していない元同僚が複数名確認できることから、申立期間当時、A病院では、入職と同時に全員を厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5282 (事案 2541、3663 及び 4908 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 34 年 3 月 25 日から 37 年 1 月 31 日まで
② 昭和 37 年 3 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで

前回の審議において、「国民年金の未納期間があるから年金制度に対して意識が高いとは言えないとか、進んで国民年金に加入していない。」などの理由で申立てが認められないのは、納得できない。私は、国民年金に加入後は一生懸命に国民年金保険料を支払ってきたし、真面目に生きてきたので、再度、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されている上、申立人は昭和 39 年*月に婚姻して改姓しているところ、脱退手当金の支給決定の直前の 42 年 5 月*日に氏名変更が行われていること、ii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほか、脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 22 年 10 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、上記の決定後、申立人から当該申立期間について 2 回にわたり申立てがなされたが、いずれも当初の決定を変更すべき新たな事情が認められないことから、既に平成 23 年 6 月 29 日付け及び 24 年 12 月 26 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、「国民年金の未納期間があるから年金制度に対して意識が高いとは言えないとか、進んで国民年金に加入していないなどの理由で申立てが認められないのは、納得できない。国民年金に加入後は、一生懸命に国民年金保険料を支払ってきたし、真面目に生きてきた。」と主張して4回目の申立てを行ったところであるが、新たな証拠書類の提出は無いことから申立人が脱退手当金を受給していないことを推認するには至らず、そのほかに当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5283 (事案 2163 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 7 月 22 日から 36 年 12 月 25 日まで
私は、A社に昭和 34 年 6 月 1 日に入社し、36 年 12 月 25 日に退職するまで継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。申立期間において厚生年金保険被保険者期間となっていないのは納得できないので、被保険者期間を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が氏名を挙げた元同僚 1 名は、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)において、その氏名を確認できるものの、申立人のことを記憶していないことから、被保険者名簿により当該事業所において厚生年金保険被保険者の資格を有する 16 名を把握し、申立人の勤務実態について照会したところ、4 名から回答が得られ、そのうち 1 名は申立人のことを記憶していたが、勤務期間についての供述を得ることができないこと、ii) 当該事業所は既に適用事業所でなくなっており、当時の関係資料の所在が不明であることから、申立期間当時の勤務実態について確認することができないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 22 年 7 月 22 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、当該事業所に確かに勤務していたとして、新たな元同僚の氏名を挙げて再申立を行っているが、当該元同僚は、A社に係る被保険者名簿に氏名が無く、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除について供述を得ることはできない上、申立人からは当該元同僚の氏名以外に新たな資料及び情報は提出されておらず、そのほかに年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5284 (事案 505 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和33年10月から35年6月まで

私は、申立期間においてA社B出張所に勤めていたが、その期間について、厚生年金保険の加入記録が無いので、年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)に申し立てたところ、年金記録の訂正は認められないとの通知を受け取った。

この通知後、年金事務所から申立期間の記録確認の照会があったが、私の記憶では、申立期間、当該事業所に勤務しており、前回の判断は納得できないので、再調査をしてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 社会保険事務所(当時)の記録では、A社B出張所が厚生年金保険の適用事業所となったのは昭和37年9月1日であり、申立期間当時、厚生年金保険の適用事業所ではないこと、ii) 社会保険事務所が保管しているA社(本社)の健康保険厚生年金事業所別被保険者名簿において、申立期間同時に資格取得した者に申立人の氏名は無く、健康保険整理番号の欠番も無いこと、iii) 申立人が、申立人の勤務実態を供述してくれる者として挙げた3人の元上司はいずれも他界しており、供述を得ることができないことなどから、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会の決定に基づき、平成21年3月4日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、「自分の記憶では、申立期間、A社B出張所に勤務しており、前回の判断は納得できない。」と主張しているが、現在の事業主は「申立期間当時の関連資料は、保存期間を経過したことから保管していない。」と回答しており、適用事業所になった経緯、申立人の

勤務実態及び厚生年金の保険料控除は確認できない。

また、オンライン記録からA社B出張所が適用事業所になったときに資格取得した67人のうち、23人が既に死亡し、残り44人のうち、住所が明らかな15人に照会したところ、9人から回答があり、このうち申立期間にB出張所で勤務したと回答した者は4人確認できたが、いずれも申立人を覚えておらず、勤務実態が確認できない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、ほかに、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5285

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 3 月 24 日から 40 年 7 月 1 日まで
私は、A社に勤務していたが、同社を退職したときに、脱退手当金を受給した記憶が無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記載されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から3か月以内の昭和40年9月8日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

このほか、申立人は、当時の同僚や経理担当者など連絡先の分かる人を覚えていない上、調査をすることも希望していないことから、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

関東千葉厚生年金 事案 5286 (事案 1957 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 12 月 21 日から 36 年 1 月 20 日まで

私の年金記録では、A社(現在は、B社)での厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和 34 年 12 月 21 日とされているが、私は、申立期間当時、同社からC(地名)にあった売場に出向しており、36 年 1 月まで勤務していたので、申立期間の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当初申し立てた昭和 34 年 12 月 21 日から 36 年 3 月 20 日までの期間について、i) B社は、「申立期間当時の人事関係の資料が残っていないため、申立人の在籍の有無及び勤務期間は確認できず、申立期間に係る厚生年金保険被保険者の資格取得及び資格喪失の届出の有無並びに厚生年金保険料の納付の有無は不明である。」と回答していること、ii) 申立人が氏名を挙げた同一職種の同僚及び同時期に在籍し連絡先が判明した被保険者資格を有する者に申立人に係る勤務実態、勤務期間等を照会したが、申立人の勤務実態について記憶している者はおらず、申立人の勤務期間について具体的な証言を得ることができないことなどを理由として、既に年金記録確認千葉地方第三者委員会(当時)の決定に基づき、平成 22 年 6 月 23 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、「申立期間当時、A社からC(地名)の売場に出向していたが、1年のうちで一番忙しい12月の途中で退職するはずがない。次の会社に就職するまで失業手当をもらっておらず、1年半も生活できるわけがない。」と主張し、前回の審議結果に納得できないとしているが、当初の申立てと同趣旨の主張であり、申立人からは新たな資料等の提出は無い。

一方、申立人が姓のみを記憶していた元同僚三人を特定することができたこ

とから、既に亡くなっている一人を除き、二人の元同僚に申立人の勤務実態について照会したところ、両者から、申立期間当時、C（地名）にあったD事業所（現在は、E社）において、申立人と一緒に勤務していた旨の回答があり、このうち一人は、「昭和34年12月にA社から辞令を受けた記憶がある。改めて35年1月の給与明細書を見ると、D事業所から交付されているので、この前あたりでA社を退職していたのかもしれない。」と述べ、残る一人は「昭和34年12月に、A社から口頭で、『明日から、今、出向しているC（地名）の売場へ行け。』と言われた。」と述べている。

また、上記元同僚二人は、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人と同様に厚生年金保険被保険者の資格喪失日が昭和34年12月21日となっていることが確認できる。

さらに、D事業所は、昭和43年7月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間は適用事業所になる前の期間であった上、上記元同僚一人が所持するD事業所における35年1月の給与明細書には、給与から厚生年金保険料が控除されていなかったことが確認できる。

以上の状況を踏まえると、申立人は、申立期間において、C（地名）にあったD事業所に勤務していたことはうかがえるものの、給与から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

このほか、年金記録確認千葉地方第三者委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。